

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一種特定化学物質として、六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五a・六・九・九a

―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピンⅡ三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）及びヘキサブROMシクロドデカンを追加指定すること。（第一条関係）

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ヘキサブROMシクロドデカンについて、消炎性能を与えるための処理をした生地、生地に消炎性能を与えるための調製添加剤、発泡ポリスチレンビーズ及び消炎性能を与えるための処理をしたカーテンを追加指定すること。

（第七条関係）

第三 この政令は、平成二十六年五月一日から施行すること。ただし、第二の規定については、平成二十六年十月一日から施行すること。